

令和7年（2025年）10月17日

市内指定重度訪問介護事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

重度訪問介護における熟練従業者による同行支援の取扱いについて（通知）

平素から、札幌市障がい福祉行政に御理解と御協力をいただき、お礼申し上げます。

重度訪問介護における熟練従業者による同行支援につきまして、利用者の重度訪問介護の支給決定時間数を超えて実施する場合の取扱いを下記のとおり整理しましたので、通知いたします。

記

1 重度訪問介護における熟練従業者による同行支援について

利用者が意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分に受けられないことがないよう、障害支援区分6の者に対し、新任従業者等が支援を行う場合に熟練従業者が同行し支援を行う場合に算定できるもの。

2 報酬概要について

(1) 対象となる利用者

障害支援区分6の重度訪問介護利用者

(2) 対象となる従業者

対象となる従業者は以下のとおり。なお、利用者への支援が1年未満となることが見込まれるものは除く。

ア 障害支援区分6該当者に対する支援

採用6か月以内の新任従業者

なお、事故等のやむを得ない理由により、一時的に業務に従事できない期間等があった場合は、6か月を超過することも可能とする。

イ 重度障害者等包括支援対象者に対する支援

当該利用者に対する支援に初めて従事する従業者

なお、当該事業所において初めて重度障害者等包括支援対象者の支援に従事する場合が対象であり、当該事業所での2人目以降の支援は対象とならない。

(3) 算定時間数

対象となる従業者ごとに算定開始から120時間以内

(4) 人数

1人の利用者につき、年間3人の従業者まで算定可能

(5) 算定方法

対象従業者に対し、熟練従業者が同行支援を行うことに対し、2人分の時間数の報酬算定が可能。

※報酬はそれぞれ所定単位数の100分の90

(6) 熟練ヘルパーとは

当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護が提供できるものであり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある重度訪問介護従業者のことをいう。

3 同行支援の実施に係る申請手順等について

(1) 現在の支給決定時間内で対応が可能な場合は、申請等は不要。ただし、算定にあたっては、「4 留意事項」を必ず確認すること。

(2) 利用者が支給決定を受けている時間数を超えて実施する場合は、同行支援に係る利用者への支給決定及び受給者証への記載が必要となるため、各区役所への申請を行う。利用手順は以下のフローのとおり。

なお、支給決定の際は、受給者証の重度訪問介護の支給量等の欄に「同行支援可（○人、○○時間）○○年○月○日～○○年○月○日まで」と記載される。

【フロー図】

1) 事業所→区役所	同行支援利用について区役所の担当者に事前相談
2) 事業所→利用者	「同行支援申請書（別紙１）」を作成し、利用者へ説明・同意を得る
3) 利用者→区役所	同行支援依頼書を添付のうえ、支給決定の変更申請手続きをする（事業所による代行申請可）
4) 区役所	申請に基づいて必要性を判断し、支給決定 利用者へ受給者証を送付
5) 利用者→事業所	利用者は事業所へ受給者証を提示
6) 事業所	受給者証の時間数等を確認の上、同行支援を実施 同行支援実施の翌月に給付費を請求

4 留意事項

- (1) 同行支援の実施により利用者負担が増加する可能性があるため、支給決定の要否にかかわらず、利用にあたっては、事業所から利用者に対して制度内容について説明し、必ず同意をとること。
- (2) 同行支援のみの申請の場合、サービス等利用計画案の作成・提出は不要である。
- (3) 熟練従業者が同行して支援を行うことの必要性及び当該利用者の状態像、新任従業者の経験等を踏まえて必要な時間及び期間を個別支援計画に定めること。
- (4) 利用者が複数事業所を利用している場合、必ず事前に事業所間で連絡・調整のうえ、申請すること。
- (5) 同行支援開始後の申請は受け付けられないため、必ず事前に申請すること。

〒060-8611 札幌市中央区北１条西２丁目
 札幌市障がい福祉課 給付管理係
 TEL011-211-2938 Fax011-218-5181
 E-mail: sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp